

用語の解説

用語	解 説
法	更生保護法(平成19年法律第88号)の略。ただし、平成20年5月分以前の統計における「法」とは犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)、「観察法」とは執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)の略であるが、平成19年法律第88号によりいずれも廃止
防止法	売春防止法(昭和31年法律第118号)の略
医療観察法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の略
委員会	地方更生保護委員会の略
観察所	保護観察所の略
1号観察	家庭裁判所の決定により保護処分に付された者に対する保護観察(法第48条第1号)
2号観察	委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察(法第48条第2号)
3号観察	委員会の決定により仮釈放を許された者に対する保護観察(法第48条第3号)
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察(法第48条第4号)
5号観察	委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許された者に対する保護観察(防止法第26条第1項)
交通	刑法第208条の2及び車両の運転による同法第211条の罪並びに道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法に定める罪に係る事件によるもの
一般	上記「交通」以外の罪(ぐ犯、施設送致申請を含む。)に係る事件によるもの
1号観察における「短期」	交通事件以外の事件により保護処分に付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
1号観察における「交通短期」	交通事件により保護処分に付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
2号観察における「長期」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていた者
2号観察における「短期」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていた者。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。
4号観察における「初度目」	刑法第25条の2第1項前段による者
4号観察における「再度目」	刑法第25条の2第1項後段による者
累犯	刑法第56条に該当する者
初犯	上記「累犯」以外の者
来日外国人	次に掲げる者以外の外国人 (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる「永住者」の在留資格を有する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」の在留資格を有する者 (3) アメリカ合衆国並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族 (4) 在留資格不明者(在留資格を有しているか否か明らかでない者)